

審査基準の改定概要

1 主な改正理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、個人番号カードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、個人番号カードに特定免許情報を記録することで免許証（以下、「マイナ免許証」という。）とみなすことになることから、現行の運転免許証とマイナ免許証のいずれかが示されるよう用語を整理する等の審査基準を改定したものの。

2 主な改正内容

- （1）特定免許情報の記録及び免許証の交付に係る審査基準を新設した。
- （2）その他、法令改正に伴い必要な規定の整理を行った。

3 施行日

令和7年3月24日